四　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項若しくは第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）

五　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）

第十四条の十一中「基づき」を「基づく」に改め、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第十四条の十二第一項中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

四　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

第十四条の十二第二項中「基づき」を「基づく」に改め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

四　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

五　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

第十四条の十三第一項中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

四　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

第十四条の十三第二項中「基づき」を「基づく」に改め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法

四　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法

五　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十一条の二」に改める。

第二条中「昭和六十年国家公務員共済改正法」、「新地方公務員等共済組合法」若しくは「昭和六十年地方公務員共済改正法」、「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」若しくは「新被用者年金各法」、「被用者年金保険者」、「年金保険者たる共済組合等」を「政府及び実施機関」、「実施機関たる共済組合等」に、「昭和六十年国家公務員共済改正法、新地方公務員等共済組合法若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法、昭和六十年私立学校教職員共済改正法若しくは新被用者年金各法、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等」を「政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等」に改める。

第三条第一項中「昭和六十年地方公務員共済改正法第二条」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第二条」に、「同法」を「旧通則法」に改める。

第四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「国民年金法」を「国民年金法」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

第九条第五号中「昭和六十年国家公務員共済改正法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）」に改める。

第十一条ただし書中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）」に、「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）附則第十二条の十二第一項の規定を適用する場合」に、「においてその例による」を「の規定によりその例によることとされる」に、「又は新地方公務員等共済組合法」を「、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）」に改め、「附則第百十三条第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十四条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削る。

第十四条第三項中「厚生年金保険の被保険者期間（同法）」を「第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（昭和六十年改正法）」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同項ただし書中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第十六条第一号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十条の見出し中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条中「準用する新国民年金法」を「準用する国民年金法」に改め、同条第一号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第二号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第三号から第五号までを削る。

第二十一条の見出し中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条中「新国民年金法」を「国民年金法」に、「管掌者」を「実施者」に改める。